

## 9. 千葉県総合スポーツセンターについて

### (1) 概 要

#### ① 施設の概要について

千葉県総合スポーツセンター（以下、「総合スポーツセンター」という。）は、千葉市稲毛区天台町に総敷地面積約 420,000 m<sup>2</sup>を有し、千葉市若葉区小間子町所在の射撃場を含め、陸上競技場、野球場等を擁する総合的な体育・スポーツ施設である。これらの施設を広く県民の利用に供し、スポーツの普及・推進並びに県民の健康の保持増進及び体力の維持向上を図ることを目的として、下記の施設が整備された。なお、射撃場については、監査対象とはしていない。

昭和 41 年度	陸上競技場、第 2 陸上競技場、庭球場、排球場完成
昭和 42 年度	宿泊研修所完成
昭和 43 年度	野球場、軟式野球場、ソフトボール場完成
昭和 45 年度	サッカー・ラグビー場、水泳場、相撲場完成
昭和 46 年度	射撃場（千葉市若葉区小間子町）、弓道場完成
昭和 47 年度	体育館完成
昭和 56 年度	武道館完成
平成 11 年度	スポーツ科学総合センター完成（現 スポーツ科学センター）

この間に、総合スポーツセンターは昭和 48 年の第 28 回国民体育大会（若潮国体）においてメイン会場となり、大会成功に大きく貢献した。それ以後、県大会をはじめ国際・全国・関東大会等の競技会が数多く開催され、現在に至っている。また、通常の施設貸出しに加えて、県民スポーツ教室、施設開放（家庭の日、県民の日、スポーツの日）、体力測定会、施設の一般公開（武道館）等の事業も実施し、県の中核的スポーツ施設として広く県民の利用に供してきた。さらに、平成 11 年 6 月には、最新の体力測定機器及びトレーニング機器等を備えた千葉県スポーツ科学総合センターが敷地内に開設され、競技者の競技力向上並びに県民の健康・体力づくり等の幅広いニーズに応じており、バランスのとれたスポーツの普及を推進している。また、平成 13 年 9 月には、地域スポーツの推進を図る広域的なスポーツ施設として香取郡干潟町（現旭市）に東総運動場が開設され、各種競技大会をはじめ地域の人々の健康保持・増進や、スポーツサークルの活動の場として利用されている。平成 15 年度からは、総合運動場とスポーツ科学総合センターが機関統合し、名称を総合スポーツセンターに改めた。平成 23 年度には、軟式野球場を再整備するとともに、ソフトボール

場を公式球場として整備した。

このように、利用希望団体等が増加する反面、年間主要行事を対象に行っている行事調整会議（毎年2月第1土曜日）における利用調整は、一段と困難なものになってきている。また、これらの競技会以外の一般利用者への会場提供とのバランスのとり方や、施設の安全管理を図るため、毎年、シーズンオフを中心に、施設の老朽化の程度や利用率などを考慮しながらの改修・修理を進めている。しかし、工事期間確保も課題となっている。このような中、平成22年度には水泳場を解体して875台を収容できる駐車場を整備し、第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」の陸上競技・閉会式の会場として活用され、大会成功に大きく貢献した。

なお、管理運営は平成21年4月1日より指定管理者に委託されている。

【総合スポーツセンターの主な施設概要】

施設	敷地 (㎡)	建築 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)	総工費 (千円)	収容人員 (人)	備 考
スポーツ科学センター	3,488	1,867	5,794	2,767,603	—	トレーニングルーム(第1・第2) 形態・体力測定室 研修室(第1～第4) 多目的アリーナ 研究関係諸室等
陸上競技場	37,500	6,675	6,705	520,504	30,000	第1種公認競技場 全天候型舗装
第2陸上競技場	23,000	—	—	22,415	3,000	第3種公認競技場 全天候型舗装
野球場	23,400	4,543	9,794	310,000	内野 7,366 外野 5,300 障 3	本塁センター間 122m 本塁両翼間 98m
軟式野球場	11,500	—	—	7,800	224	本塁センター間 100m 本塁両翼間 90m
ソフトボール場	4,500	—	—	5,800	224	本塁センター間 76.2m 両翼 76.2m
庭球場	20,000	440	356	221,736	6,000	砂入り人工芝舗装 16面
大駐車場	25,110	433	427	193,359	—	
サッカー・ラグビー場	32,000	440	400	86,146	2,500	サッカー場、ラグビー場 兼用2面
体育館 (利用停止中)	12,500	5,541	7,774	644,252	3,104	コート2面(バスケット) 補助1面(バスケット)

施設	敷地 (㎡)	建築 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)	総工費 (千円)	収容人員 (人)	備 考
弓道場	4,450	985	908	62,130	—	近的 10 人立 遠的 6 人立
武道館	7,445	3,132	5,144	749,300	624	第1道場 畳512帖 第2道場 畳270帖
駐車場	15,000	—	—	—	—	バス 45、普通 203
宿泊研修所 (管理事務 所等含む) (宿泊施設 休止中)	6,188	1,574	3,410	149,330	—	大ホール 1 室 200 人 研修室 4 室 266 人 ※うち 2 室は休止 中 応接室 1 室 ※宿泊室 24 室 192 人(※は休止 中)

平成 20 年 水泳場、相撲場…廃止

出典：教育要覧に基づき監査人作成

## ② 施設の利用者数について

令和6年度における施設の入場者数の状況は次のとおりである。

施設名	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	開所日数	26	26	26	27	27	27
スポーツ科学センター	利用者数	9,878	11,153	11,743	10,892	10,643	10,509
	件数	4,082	4,350	4,433	4,391	4,697	4,405
陸上競技場	利用者数	12,415	19,159	12,318	10,118	12,660	300
	件数	11	20	12	16	21	1
第2陸上競技場	利用者数	12,601	19,348	11,174	10,272	12,166	3,050
	件数	325	281	280	363	157	137
野球場	利用者数	9,960	3,744	1,506	26,776	1,135	9,206
	件数	19	19	12	22	16	16
軟式野球場	利用者数	1,535	1,463	1,455	787	440	1,520
	件数	18	16	16	13	12	18
ソフトボール場	利用者数	470	572	1,050	585	220	345
	件数	8	12	12	9	7	9
サッカー・ラグビー場	利用者数	2,130	2,496	1,695		1,271	3,126
	件数	8	13	9		9	15
弓道場	利用者数	2,262	3,312	1,633	2,056	2,508	1,863
	件数	38	59	54	73	41	49
武道館	利用者数	3,279	5,918	3,872	5,697	3,797	4,207
	件数	42	42	36	43	42	36
研修所	利用者数	1,141	2,035	1,495	847	1,024	852
	件数	37	55	46	38	33	34
仮設売店	件数	3	31	14	17	31	9
常設売店	件数	-	-	7	-	-	-
園地等利用料	件数	-	-	-	-	1	-
器具利用料	件数	-	-	-	6	-	-
合計	利用者数	55,671	69,200	47,941	68,030	45,864	34,978
	件数	4,591	4,898	4,931	4,991	5,067	4,729

施設名	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	開所日数	27	26	22	24	25	27	310
スポーツ科学センター	利用者数	11,025	11,033	9,089	9,873	11,463	12,376	129,677
	件数	4,430	4,158	3,771	3,989	4,315	4,716	51,737
陸上競技場	利用者数	-	-	-	-	-	-	66,970
	件数	-	-	-	-	-	-	81
第2陸上競技場	利用者数	3,629	10,190	2,550	2,904	3,558	4,181	95,623
	件数	368	236	192	271	232	112	2,954
野球場	利用者数	4,252	1,300	632	-	-	175	58,686
	件数	45	11	5	-	-	2	167
軟式野球場	利用者数	1,615	1,995	143	-	-	679	11,632
	件数	14	21	4	-	-	9	141
ソフトボール場	利用者数	235	725	202	-	-	125	4,529
	件数	4	10	3	-	-	2	76
サッカーラグビー場	利用者数	13	2,693	2,348	1,772	1,790	2,200	21,534
	件数	1	16	11	8	8	12	110
弓道場	利用者数	2,069	2,437	2,207	1,920	1,324	2,286	25,877
	件数	55	44	38	46	34	49	580
武道館	利用者数	3,851	3,537	3,430	2,436	2,988	5,307	48,319
	件数	41	37	37	29	34	38	457
研修所	利用者数	1,116	1,384	1,148	695	1,144	1,181	14,062
	件数	39	45	38	29	37	46	477
仮設売店	件数	17	7	3	10	-	2	144
常設売店	件数	-	-	-	-	-	-	7
園地等利用料	件数	1	-	-	-	-	-	2
器具利用料	件数	6	40	-	-	-	-	52
合計	利用者数	27,805	35,294	21,749	19,600	22,267	28,510	476,909
	件数	5,021	4,625	4,102	4,382	4,660	4,988	56,985

出典：教育要覧に基づき監査人作成

### ③ 総合スポーツセンターのその他の基本情報

#### ア. 施設名等

区 分	内 容
施設名	千葉県総合スポーツセンター
指定管理者	千葉県スポーツ協会・まちづくり公社グループ
選定方法	公募
指定管理期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
施設所管課	環境生活部スポーツ・文化局競技スポーツ振興課

出典：令和6年度総合スポーツセンター指定管理者管理運営状況評価に基づき監査人作成

#### イ. 施設の設置目的等

設置目的	県民の健康及び体力並びに競技力に関し、スポーツ科学に基づき相談及び指導を行うとともに、体育（スポーツを含む。以下同じ。）に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の健康及び体力の保持増進並びにスポーツ選手の育成及び強化を図り、もって体育の普及及び振興並びに県民の体位向上及び文化の発展に資することを目的とする。
指定管理者が行う業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 体力等の測定・相談及び指導に関すること</li> <li>② 体育指導者等の研修に関すること</li> <li>③ 体力等測定結果に基づく調査研究及びその成果の提供に関すること</li> <li>④ 施設の維持管理に関すること</li> <li>⑤ 利用者に対する技術指導に関すること</li> </ul>

出典：令和6年度総合スポーツセンター指定管理者管理運営状況評価

## ウ. 施設の運営状況

令和2年度から令和6年度までの施設の運営状況は次のとおりである。

	利用者 (人)	事業費等の内訳 (千円)				
		指定 管理料	その他維持 管理費用※	使用料等 県収入	県の収支	(参考) 利用 料金
		(A)	(B)	(C)	(C-A-B)	
令和2年度	178,863	381,943	285,837	434	▲667,346	19,334
令和3年度	319,285	378,489	728,988	319	▲1,107,168	28,930
令和4年度	471,763	382,490	134,326	372	▲516,444	35,530
令和5年度	465,227	371,010	711,276	355	▲1,081,931	36,556
令和6年度	476,909	420,324	995,681	355	▲1,415,650	38,212

※ 維持補修費、委託料、工事請負費、備品購入費（指定管理料に含まれているものを除く）

出典：令和2年度から令和6年度総合スポーツセンター指定管理者管理運営状況評価

### (2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手の上、閲覧・突合・分析・質問等の必要と考えられる監査手続を実施するとともに、総合スポーツセンターへの現場往査等を実施し、当該事務手続が合規的かつ効果的・効率的に実施されているかを検証した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 指定管理者が購入した備品の帰属について(指摘：1件、意見：1件)

##### 【現状・問題点】

千葉県総合スポーツセンターの管理運営に関する協定書第14条（備品の管理及び帰属）では、指定管理者は善良な管理者の注意をもって総合スポーツセンター備付けの備品（以下、本項において「県有備品」という。）の維持管理を行うものとされている。また、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書では、指定管理者は、県有備品について異動があったときはその都度県に報告し、また、知事が支払う委託料により備品を購入した場合には、寄附申込書（千葉県財務規則第187条別記104号

様式)を添付し、当該備品を県に帰属させる手続を行うことが義務付けられている。これは、県から支出する委託料を財源として購入された備品は原則として県に帰属させるべきものであり、そのための寄附申込手続を適時に行う必要があることを意味する。

しかしながら、総合スポーツセンターへの現場往査において、研修室に備え置かれているプロジェクターを確認したところ、当該備品は令和元年11月に指定管理者が県から支出する委託料により購入した備品であるにもかかわらず、県に帰属させるための寄附申込手続が行われていないことが確認された。指定管理者が県から支出する委託料により備品を購入したにもかかわらず、寄附申込の手続が行われていなかったことは管理業務等仕様書の趣旨に照らすと、事務処理上、十分とは言えない状況であったと考えられる。また、当該備品は研修室に備え置かれ、利用者への無料貸出に供されていたものの、こうした備品の存在について長期間にわたり整理がなされず、指定管理者に対して寄附申込手続を促す是正指導が行われていなかった点については、施設所管課としての管理監督の在り方について、改善の余地があると認められる。

当該事務の不備が発生した背景としては、指定管理者において、県から支出する委託料により購入した備品の帰属関係や寄附申込手続に関する理解が十分でなかった可能性が考えられる。加えて、施設所管課においても、仕様書に基づく備品管理事務の履行状況について、体系的な確認が十分に行われていなかったことが一因であると考えられる。

県から支出する委託料により購入した備品のうち、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書にて県に帰属させるべきとされた備品については、公有財産として県が適切に把握し、管理していくことが求められる。そのため、今後は、寄附申込手続が適時に行われるような体制の整備を図るとともに、指定管理者に対する必要な助言・指導を行っていくことが重要である。あわせて、施設所管課においても、仕様書に定められた備品管理事務の内容を改めて確認し、指定管理者との認識共有を図ることで、同様の事案の再発防止に努めることが望まれる。

#### 【結果①（指摘）：競技スポーツ振興課】

指定管理者が県から支出する委託料により購入した備品のうち、千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書にて県に帰属させるべきとされた備品については、寄附申込手続を適時に行い、県に帰属させる必要があることから、今後は当該手続が適正に履行されるよう、指定管理者に対して必要な指導を行いたい。

#### 【結果②（意見）：競技スポーツ振興課】

千葉県総合スポーツセンター管理業務等仕様書に定められている備品管理事務の

内容について、改めて十分な確認を行うとともに、その内容について指定管理者との認識共有を図り、引き続き適切な指導が行われるよう要望する。

## ② 将来供用予定のない備品の不用決定について（指 摘）

### 【現状・問題点】

県の物品管理については、千葉県財務規則等に基づき、職員は善良な管理者の注意をもって物品を管理し、良好な状態で常に供用又は処分できるよう保管しなければならないとされている（同規則第 189 条）。また、修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品については、物品不用決定調書により不用の決定を行うこととされている（同規則第 204 条）。さらに、不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利又は不適當と認められる場合等には、廃棄することが認められている（同規則第 206 条第 1 項）。なお、物品のうち、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物については、備品として分類されている（同規則第 181 条）。

こうした規定を踏まえ、総合スポーツセンターへの現場往査において、スポーツ科学センター情報解析室に保管されている備品を確認したところ、備品出納簿に登載されている次の備品については、現在は使用できないことに加え、今後も補修して使用する見込みがない状態で保管されている状況が確認された。

【備品出納簿の記載】

区分	内容
備品番号	00126154
品名区分	010010110 雑機械及び器具（その他）
規格	スポーツ情報処理システム/三菱電機/サーバーFT-2400、T8ASP0020 他
取得日	平成 21 年 3 月 31 日 保管換えによる受入
取得価格	31,290,000 円

出典：備品出納簿に基づき監査人作成

【備品の現況】



出典：監査人撮影

当該備品については、実質的に使用不能の状態にあり、今後の活用が困難な状態にあるにもかかわらず、不用の決定手続が行われていない。

このような事務処理が適切に行われていない理由としては、備品の管理に関する財務規則を遵守する意識が十分とはいえないことや、活用することができないと認められる物品の判定及び処理に係る事務手続が適時に実施されていないことによるものと考えられる。また、不用の決定が遅延することにより、備品出納簿が現況を正確に反映しないおそれがあるほか、保管スペースの非効率な利用、廃棄等に係る後続事務の遅延などの問題につながる可能性がある。

以上を踏まえると、県有備品の管理においては、使用不能な備品を漫然と保管し続

けることは適正な管理とは言えず、千葉県財務規則の趣旨にも反する。今後活用する見込みのない備品について、速やかに不用決定手続を行っていないことは適切ではなく、備品の管理の適正化を図る観点からも改善の余地があると認められる。

**【結 果（指摘）：競技スポーツ振興課】**

備品出納簿については、その記録内容に基づき県民に対して備品の現況を明らかにする性格を有する。したがって、千葉県財務規則等に基づき、正確に備品出納簿に記録する必要がある。今後は、活用することができないと認められる備品については、速やかに不用の決定手続を行う事務を徹底されたい。

### ③ 廃棄年度を経過している行政文書の未廃棄と管理上の不備について(指摘:2件)

#### 【現状・問題点】

千葉県行政文書管理規則第13条においては、保存期間が満了した行政文書については、歴史的な資料として重要なものであって千葉県文書館に移管する手続をとったもの以外については、廃棄しなければならない旨が定められている。

**第十三条** 文書管理責任者は、簿冊等について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、千葉県文書館（以下「文書館」という。）の長（以下「文書館長」という。）が別に定める基準を踏まえ、歴史的な資料として重要なものに該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

2 文書管理責任者又は政策法務課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

出典：千葉県行政文書管理規則

総合スポーツセンターへの現場往査において、スポーツ科学センター情報解析室向かい側の倉庫室を確認したところ、行政文書が詰め込まれた多数の段ボール箱が山積みになって保管されていた。段ボール箱の側面には、保存期間及び廃棄年度が記載されているものが多かったが、その大半は既に廃棄年度を経過したものであった。また、段ボール箱の一部を抽出し、その中身を確認したところ、総合スポーツセンターに関連する競技スポーツ振興課所管の行政文書が保管されていた。

#### 【文書箱残置の状況と箱の中身の一部】



出典：監査人撮影

千葉県行政文書管理規則第 13 条においては、保存期間が満了した行政文書について、歴史資料として文書館に移管すべきものを除き、廃棄しなければならない旨が明確に規定されている。そのため、保存期間が過ぎた行政文書を倉庫に残置したままにしている現状は、同規則の規定に反し、文書管理上の重大な問題である。

さらに、施設所管課への確認によれば、当該倉庫室で保管されている文書についての管理台帳が存在せず、保存期間、廃棄年度、所在等について施設所管課が管理できていないことが判明した。これは、文書管理に係る内部統制の不備である。さらに、「職員は、常に、担当事務に係る行政文書を整理して保管し、その所在を明らかにしておかなければならない」とする千葉県行政文書管理規則第 4 条の趣旨にも反する。文書管理台帳が存在しない状態では、保存期間満了文書の適時廃棄が行えず、文書の所在把握も困難となり、行政運営上のリスクを高めることになる。

以上を踏まえると、まずは、保存期間が満了している行政文書については、同規則第 13 条に基づき速やかに廃棄処理を行う必要がある。その上で、保存期間内の文書については、簿冊単位又は箱単位で保管場所、保存期間及び廃棄年度等の情報を把握・整理し、文書管理台帳を整備することが不可欠である。

**【結 果①（指摘）：競技スポーツ振興課】**

保存期間が満了している行政文書については、千葉県行政文書管理規則第 13 条の規定に従い、速やかに廃棄されたい。

**【結 果②（指摘）：競技スポーツ振興課】**

千葉県行政文書管理規則第 4 条の規定の趣旨に則り、総合スポーツセンターで保管する行政文書について、簿冊単位又は箱単位で保管場所、保存期間及び廃棄年度等の情報を把握・整理した文書管理台帳を作成し、一元的に文書管理できる仕組みを整備されたい。

**④ 備品出納簿での所在場所の変更について（指 摘）**

**【現状・問題点】**

千葉県財務規則第 181 条では、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物を「備品」に分類する旨が定められている。また、同規則第 189 条では、職員は善良な管理者の注意をもって物品を管理するとともに、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないとされている。さらに、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、備品出納簿を備え、物品の出納を整理する義務が規定されており（同規則第 207 条）、備品出納簿を適切に作成することが求められている。そのため、備品出納簿の記録内容が現況と一致していることは物品管理の基本であ

る。

総合スポーツセンターへの現場往査において、監査人が備品出納簿と現物の双方から重要備品を任意にサンプル抽出し、備品出納簿と備品の現物との照合を実施したところ、次の備品については、備品出納簿に記載された所在地と異なる場所に保管されていることが確認された。なお、総合スポーツセンターの「元体育館」は現在解体工事中であることから、備品の保管や設置を行える状況にはないことは明らかである。そこで、指定管理者に現在の保管場所を確認したところ、ウェイトリフティング競技用演技台は大駐車場横の倉庫に保管されていたが、鞍馬用着地マットについては、指定管理者が保管場所を正確に把握していない状況であった。なお、後日の調査により、鞍馬用着地マットについては、千葉県体操協会に管理を委託し、令和3年2月以降は千葉ポートアリーナに設置されていることが確認された。

【備品出納簿と異なる所在地に保管されていた備品】 (単位：千円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格	所在場所
129170	雑機械及び器具 (その他)	2,646	H21/3/31	ウェイトリフティング競技用演技台エ トプラン H400 8m×9m	総合スポーツ センター元体 育館
129172	雑機械及び器具 (その他)	2,365	H21/3/31	着地マット(鞍馬 用)セノーAM5360	総合スポーツ センター元体 育館

出典：備品出納簿

備品出納簿に記載された所在地が現況と異なる状態は、備品の管理が適正を欠いており、千葉県財務規則第189条及び第207条に基づく適切な管理事務が徹底されていない点に問題がある。また、備品の所在把握が適切に行われていないため、備品の紛失・毀損・不正利用等のリスクが高まる可能性がある。さらに、指定管理者による備品管理状況の把握が不十分であり、県の管理監督が適切に行われていないことも問題である。

備品出納簿は、県民に対し県有財産の状況を説明しうる公的記録であり、備品出納簿が備品の現況を正確に反映していない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

今後は、備品の所在地に変更が生じた場合は速やかに備品出納簿に反映するとともに、所在が不明瞭な備品については、施設所管課が主体的に実態把握を行い、台帳との整合性を確保することが望まれる。また、指定管理者に対しては、備品管理に関する契約上の義務及び財務規則の遵守を改めて徹底させることにより、備品の管理

の正確性と内部統制の適正化を図ることが望まれる。

**【結果（指摘）：競技スポーツ振興課】**

備品出納簿については、その記録内容に基づいて、県民に対して備品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、正確に備品出納簿に記録する必要がある。そのため、千葉県財務規則等に基づき、備品出納簿における所在場所の記載を常に最新かつ正確な状態に保つよう、備品の所在地情報を適切に反映する事務を徹底されたい。

**⑤ ガソリン及び軽油の保管状況について（意見）**

**【現状・問題点】**

総合スポーツセンターへの現場往査において、大駐車場横の倉庫にガソリン及び軽油を保管している状況が確認された。指定管理者からは、燃料は購入後すぐにトラクター等に給油するため、多量保管することはないとの説明があった。しかし、倉庫には、容量20リットルと18リットルのガソリン携行缶が各々3つ、容量18リットルの軽油携行缶が9つ置かれており、一定量の燃料を保管できる状況となっていた。さらに、複数の携行缶には、実際に燃料が入っていることを現場で確認した。

**【倉庫におけるガソリン及び軽油の保管状況】**



出典：監査人撮影

消防法（危険物の規制に関する政令別表第3）では、ガソリンと軽油の指定数量は次のとおり定められており、事前に管轄する消防機関の許可を得なければ指定数量以上を貯蔵することができない。

（単位：リットル）

危険物の種類	指定数量	5分の1数量
ガソリン（第4類第1石油類）	200	40
軽油（第4類第2石油類）	1,000	200

出典：法令別表第3及び千葉市ウェブサイトに基づき監査人作成

消防法で定められた危険物は、その危険性や性質により、それぞれ指定数量が定められており、この数量が危険物規制を受ける基準になっている。ガソリン及び軽油について指定数量の5分の1以上指定数量未満のものを貯蔵するためには、千葉市火災予防条例により事前に管轄する消防機関に少量危険物貯蔵の届出等が必要となる。

施設所管課によれば、総合スポーツセンターでは、指定管理者が指定数量の5分の1以上の燃料を保管することはないとの認識であり、少量危険物貯蔵届出書は提出していないとのことである。

指定管理者が指定数量を超える燃料を保管することは考え難く、消防法に抵触するリスクは低いと考える。しかしながら、携行缶の数・容量からみて、指定数量の5分の1を超える燃料の保管が物理的に可能な状態であることを踏まえると、現況は、千葉市火災予防条例等への抵触リスクが否定しきれない状況である。また、ガソリンと軽油を同じ場所で保管する場合、それぞれについては指定数量の5分の1未満であったとしても、それぞれを指定数量で除した値の合計が5分の1を超えた時点で少量危険物の指定を受けることになり、消防機関への届出は必要となる。千葉市の危険物規制手続に適用する基準によれば、ガソリン20リットルと軽油100リットルを同じ場所で保管する場合、ガソリンの指定数量の倍数は10分の1、軽油の指定数量の倍数も10分の1であるから、それぞれについては指定数量の5分の1未満である。しかしながら、両者の合計倍数は5分の1 ( $1/10 + 1/10 = 1/5$ ) となることから、条例上の届出要件（少量危険物）に該当すると判断する運用になる。

これに関し、施設所管課は指定管理者からの聞き取りに基づいて、指定管理者が指定数量の5分の1以上の燃料を保管することはないと認識している。しかし、指定管理者は、消防法令及び火災予防条例を遵守しつつ、安全性の確保を最優先に燃料管理を行う責務を負っている一方で、施設所管課も指定管理者に対する監督義務を負っている。そのため、施設所管課は、保管状況が適正に維持されているかを定期的に確認することが必要と考えられる。今後は、燃料保管状況をモニタリング対象として継続的に確認するとともに、少量危険物貯蔵の届出が必要となる場合の判断基準を指定管理者と共有することが望まれる。

加えて、現在の保管場所は、千葉市火災予防条例に定める構造及び設備の技術上の基準に適合しているとは考えにくい状況も認められた。少量危険物の届出の要否に関わらず、ガソリン及び軽油の保管場所については、火気厳禁の表示を容易に視認できる場所・大きさを掲げるべきことや、通風・換気をこまめに行う等安全面の対策を怠るべきでないことは言うまでもない。しかし、現場往査時には、通風・換気については、換気扇を常時稼働させるなど特段の配慮がなされていたが、火気厳禁の表示については視認できなかったことから、安全管理上の不備が確認され、保管方法については改善の余地があるものと考えられる。

【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】

指定管理者によるガソリン及び軽油の保管状況については、千葉市火災予防条例への抵触リスクを踏まえ、今後はモニタリングの対象として継続的に把握するとともに、安全管理の徹底について適切に指導するよう要望する。

⑥ PCB 汚染物を保管していると誤認させる掲示について（意 見）

【現状・問題点】

総合スポーツセンターへの現場往査の際、相撲場のクラブハウス（現在は用途廃止され倉庫として使用されている）において、外部から視認可能な位置に「PCB 汚染物保管場所」と記載された看板が掲示されていた。

【PCB 汚染物保管場所の掲示】



出典：監査人撮影

施設所管課に確認したところ、過去に PCB 汚染物を一時的に保管していた時期があったが、PCB 汚染物は既にすべて処理済みであり、現在、PCB 汚染物は一切保管していないとの回答が得られた。また、今後も新たに PCB 汚染物を保管する計画もな

いと考えられる。

現状、PCB 汚染物が保管されていないにもかかわらず、当該看板が掲示されたままとなっていることは、法定期限を超えて PCB を保管しているとの誤認を招き、管理状況に対する外部からの不必要な懸念が発生する可能性がある。また、PCB 廃棄物処理の適正管理の観点から、管理体制に不備があるかのような印象を与えるおそれもある。PCB 廃棄物は厳格な管理・処理が求められる性質のものであり、事実と異なる表示を放置することは、適正な施設管理の観点から、改善の余地があると認められる。

看板が掲示されている建物は、現在は用途廃止され倉庫として利用されており、PCB 汚染物の保管場所としての機能は既に失われていることから、当該表示を残しておく合理的理由はない。したがって、誤解や不必要な懸念を生じさせないよう、速やかに掲示物を撤去することが必要である。

**【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】**

PCB 汚染物を保管しているとの誤認を招くおそれがある看板については、現況に即して速やかに撤去するよう要望する。

⑦ 稼働率の低い施設の料金設定・使用目的の柔軟化について（意見：2件）

ア. 料金設定の柔軟化に対するニーズの把握について

【現状・問題点】

指定管理者から、総合スポーツセンターにおける施設の利用状況について確認したところ、多くの施設に共通する状況として、土日は利用が埋まりやすい一方、平日昼間の利用が少ないという点が明らかとなった。指定管理者から毎月報告される施設の専用使用稼働率の状況を見ると、数値上は稼働率が高く見える施設も多数存在するが、これは主に土日と夜間の利用に支えられており、平日昼間の稼働率向上が対処すべき課題として挙げられている施設も複数存在する。

総合スポーツセンターでは、すべての施設の使用料について、現状では、平日と休日で利用料金の格差を設けておらず、多くの施設では昼間と夜間の料金格差もない。一方で、武道館では、次のとおり昼間と夜間で異なる料金体系となっているものの、昼間は2時間単位の料金設定、夜間は1時間単位の料金設定となっており、実質的に需要の多い夜間よりも昼間の最低利用料金が高いという不合理な状況となっている。

【武道館の使用料】

（単位：円）

施設名	引率利用等以外		引率利用等	
	昼間2時間 までにつき	夜間1時間 までにつき	昼間2時間 までにつき	夜間1時間 までにつき
第1道場	3,230	1,940	1,410	840
第2道場	1,600	950	690	410
会議室	530	310	220	130

出典：総合スポーツセンターパンフレットに基づき監査人作成

このような料金体系は利用者にとって使い勝手が悪く、特に利用率が低い平日昼間の更なる利用低下を招くおそれがある。例えば、平日昼間の稼働率が経常的に低い施設については、平日昼間の料金を引き下げることにより、利用需要を喚起できる可能性があると考えられる。また、武道館については、昼間も夜間と同様に1時間単位の料金設定とすることにより、昼間料金を夜間と比較して相対的に低廉にすることができ、現在よりも利用しやすくすることが考えられる。

施設所管課にあつては、利用実態や需要に応じた柔軟な料金設定への見直しを指定管理者に促すことが合理的と考えられる。総合スポーツセンターの多様な施設について、平日昼間の利用低迷が顕著であることを踏まえると、利用需要に応じた料

金制度の見直しは重要な施策であり、施設の公共性を損なうことなく利用者の利便性向上や施設稼働率向上につながると考えられる。

#### 【結果（意見）：競技スポーツ振興課】

平日昼間の稼働率が休日や夜間と比較して明らかに低い施設については、利用実態や需要に応じた柔軟な料金設定の必要性についてニーズを把握する等、指定管理者とともに検討を進めるよう要望する。

#### イ. 使用目的の柔軟化について

##### 【現状・問題点】

指定管理者からの聴取によれば、武道館については、総合スポーツセンターの中でも土日や夜間と平日昼間の繁閑格差の大きい施設の1つであり、土日や夜間は予約でほぼ埋まる一方で、平日昼間の稼働が低い施設であることが確認された。

近年では、少子化やスポーツの多様化等の影響で若年層の武道離れが進んでいるとされ、武道人口が全国的に減少傾向にあるとされている。武道館という施設は、本来、柔道や剣道、なぎなたといった武道のための施設であることは言うまでもない。しかし、こうした社会環境の変化を踏まえると、従来のように武道利用のみで武道館の稼働率を向上させることは厳しい状況にあり、千葉県に限らず全国的に武道施設全般に共通する課題として認識されている。

近年では、公有財産の効率的活用の観点から、武道館の多様な利用方法を認める自治体が出てきている。具体的には、ヨガ、ストレッチ、エアロビクス、ダンス教室のほか、カルタ大会など武道以外の用途にも開放している自治体の事例がある。武道館は、畳・板張りといった施設特性に応じた制約はあるものの、「畳だから柔道だけ」「板張りだから剣道だけ」と専用利用に過度に限定せず、多様な利用方法を認め、施設としての可能性を広げることが施設活性化につながっていると考えられる。

武道館の需要が従来よりも縮小している現状を踏まえると、施設所管課や指定管理者としても、本来の目的を損なわない範囲で多様な利用方法を認めるとともに、新たな利用形態やプログラムを研究・考案し、利用者に対して積極的な提案・周知を行う姿勢が望まれる。また、これまで施設を利用することのなかった人々が施設を訪れ利用するようになれば、利用者層が多様化することによって、施設やその周辺の活性化や賑わいの創出といった副次的効果も期待できる。

武道館の利用率向上は、単に料金設定の工夫にとどまらず、多様な利用可能性を模索し、施設としての価値を広げる発想が不可欠である。公の施設として、武道文化の振興を図るとともに、地域住民の健康増進・文化活動の場としても活用できる柔軟な施設運営が望まれる。

**【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】**

稼働率の低い施設については、本来の使用目的に加え、多様な利用方法を認めるとともに、指定管理者と協力して新たな利用方法を研究・考案し、利用者に対して積極的に提案する取り組みを進めるよう要望する。

## 10. 千葉県国際総合水泳場について

### (1) 概要

#### ① 施設の概要について

千葉県国際総合水泳場（以下、「国際総合水泳場」という。）は、国際大会をはじめとする各種競技会が開催できる県の水泳競技の中心的施設として、競技力向上に寄与するとともに、通年利用できる温水プールとして子供からお年寄りまで幅広い年齢層や障害者の健康・体力の維持増進を促し、生涯スポーツ活動の推進を目的として平成8年5月9日に開場した。当水泳場は、JR京葉線新習志野駅前という恵まれた立地に加え、低廉な料金で各種プール・トレーニング室を利用できることから、平日は主婦層や高齢者、障害者、成人男女、土日は親子連れ等と幅広く利用されている。また、県民の生涯スポーツや健康への関心が益々高まってきている折から、日常の運営に当たっては、安全面に配慮するとともに、水泳教室やその他の主催事業の充実を図るなど、気軽に水泳に親しめる施設として運営に取り組んでいる。しかし、専用使用団体を始めとした利用者の増加に伴い、大会開催と一般開放の調整を図りながら運営していくことへの対応や、施設設備の経年劣化に対する整備が課題となっている。なお、管理運営は平成18年4月1日より指定管理者に委託されている。

#### 【国際総合水泳場の施設概要】

区分	概要	
所在地	習志野市茜浜 2-3-3	
面積	敷地面積 17,633.11 m <sup>2</sup> 建築面積 13,016.77 m <sup>2</sup> 延床面積 24,282.22 m <sup>2</sup>	
構造	鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造、地下1階、地上3階建	
内容	メインプール	50m×25m 10コース（コース幅2.5m 水深2m） 50m国際基準8コース（長水路） 短水路公認15コース
	飛込プール	25m×25m（水深5m） 公認プール（飛台10m、7.5m、5m、3m） （飛板3m、1m）
	サブプール	50m×18.5m 8コース（コース幅2.25m 水深1.2～1.4m） 標準競泳8コース（長水路）

区分	概要	
内容	初心者プール	15m×5m（水深0.6～0.8m）
	トレーニング室	各種トレーニング機器 有酸素マシン（21台） 筋力トレーニング系マシン（エア式11台、他5台） フリーウエイト
	観客席	メインプール及び飛込プール 3,662席 （身障者スペース有） サブプール 187席
	大型映像装置	4.8m×10.56m 高輝度フルカラーLED方式
	会議室	第1会議室 82.8㎡（定員40名） 第2会議室 115.2㎡（定員70名） （仕切りを外して1室としての使用可 定員120名）
	大会関係諸室	役員控室、記者控室、表彰準備室、放送室、映像操作室、 応接室、貴賓室、選手控室、救護室、マッサージ室
	駐車場	171台（身障者用4台含む）

出典：教育要覧に基づき監査人作成

## ② 施設の利用者数について

令和6年度におけるプールの入場者数の状況は次のとおりである。

(単位：人、日)

	合 計 ①+②	共同使用				専用使用 ②	開放 日数
		①	トレーニング 室	障害者	高齢者		
4月	27,035	14,947	2,757	988	7,461	12,088	29
5月	28,416	16,262	2,952	1,095	7,863	12,154	30
6月	33,035	18,020	3,046	1,075	8,086	15,015	29
7月	33,905	21,196	3,093	1,474	9,509	12,709	30
8月	32,848	23,157	3,274	1,636	9,647	9,691	29
9月	34,150	21,012	3,363	1,414	9,706	13,138	29
10月	31,824	18,445	3,313	1,113	8,791	13,379	30
11月	21,963	10,320	2,047	682	5,030	11,643	19
12月	28,250	12,456	2,735	831	6,651	15,794	26
1月	22,272	10,816	2,364	734	5,519	11,456	21
2月	8,185	3,773	719	279	1,851	4,412	7
3月	34,232	14,808	3,181	925	7,217	19,424	30
合計	336,115	185,212	32,844	12,246	87,331	150,903	309

※トレーニング室、障害者及び高齢者の人数は、共同使用の内数

出典：教育要覧に基づき監査人作成

## ③ 千葉県国際総合水泳場のその他の基本情報

### ア. 施設名等

区 分	内 容
施設名	千葉県国際総合水泳場
指定管理者	オーエンス・セントラルグループ
選定方法	公募
指定管理期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
施設所管課	環境生活部スポーツ・文化局競技スポーツ振興課

出典：令和6年度国際総合水泳場指定管理者管理運営状況評価に基づき監査人作成

## イ. 施設の設置目的等

設置目的	水泳に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の体位向上及び水泳技術の向上を図ることを目的とする。
指定管理者が行う業務の範囲	① 施設の維持管理に関すること ② 利用者に対する技術指導に関すること

出典：令和6年度国際総合水泳場指定管理者管理運営状況評価

## ウ. 施設の運営状況

令和2年度から令和6年度までの施設の運営状況は次のとおりである。

	利用者 (人)	事業費等の内訳 (千円)				
		指定 管理料	その他維持 管理費用*	使用料等 県収入	県の収支	(参考) 利用 料金
		(A)	(B)	(C)	(C-A-B)	
令和2年度	196,124	292,520	53,861	266	▲346,115	56,009
令和3年度	259,473	281,500	39,408	263	▲320,645	75,692
令和4年度	306,307	320,289	54,717	286	▲374,720	76,751
令和5年度	321,862	289,844	61,345	285	▲350,894	80,927
令和6年度	336,115	334,000	433,846	285	▲767,561	86,510

※ 維持補修費、委託料、工事請負費、備品購入費（指定管理料に含まれているものを除く）

出典：令和2年度から令和6年度国際総合水泳場指定管理者管理運営状況評価

## (2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手の上、閲覧・突合・分析・質問等の必要と考えられる監査手続を実施するとともに、国際総合水泳場への現場往査等を実施し、当該事務手続が合規的かつ効果的・効率的に実施されているかを検証した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 将来供用予定のない備品の不用決定について（指 摘）

##### 【現状・問題点】

県の物品管理については、千葉県財務規則等に基づき、職員は善良な管理者の注意をもって物品を管理し、良好な状態で常に供用又は処分できるよう保管しなければならないとされている（同規則第 189 条）。また、修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品については、物品不用決定調書により不用の決定を行うこととされている（同規則第 204 条）。さらに、不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利又は不適當と認められる場合等には、廃棄することが認められている（同規則第 206 条第 1 項）。なお、物品のうち、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物については、備品として分類されている（同規則第 181 条）。

こうした規定を踏まえ、国際総合水泳場への現場往査において器具庫に保管されている備品を確認したところ、備品出納簿に登録されている次の備品については、現在は使用できない状態であった。加えて、今後も補修して使用する見込みもなく、器具庫で保管されていることが確認された。

【備品出納簿の登録状況】

区分	内容
備品番号	123137
品名	雑機械及び器具（その他）
規格	移動型メッセージボード SEIKO LED 式
取得日	平成 18 年 4 月 1 日
取得価格	19,055,000 円
重要物品区分	重要物品
受入事由	保管換え

出典：備品出納簿に基づき監査人作成

【備品の現況】



出典：監査人撮影

当該備品については、実質的に使用不能の状態にあり、今後の活用が困難な状態にあるにもかかわらず、備品の不用決定手続が速やかに行われていない。

このような事務処理が適切に行われていない理由としては、備品の管理に関する財務規則を遵守する意識が十分とはいえないことや、活用することができないと認

められる物品の判定及び処理に係る事務手続が適時に実施されていないことによるものと考えられる。また、不用の決定が遅延することにより、備品出納簿が現況を正確に反映しないおそれがあるほか、保管スペースの非効率な利用、廃棄等に係る後続事務の遅延などの問題につながる可能性がある。

以上を踏まえると、県有備品の管理においては、使用不能な備品を漫然と保管し続けることは適正な管理とは言えず、千葉県財務規則の趣旨にも反する。今後活用する見込みのない備品について、速やかに不用決定手続を行っていない事務は適切ではなく、備品の管理の適正化を図る観点からも改善の余地があると認められる。

**【結 果（指摘）：競技スポーツ振興課】**

備品出納簿については、その記録内容に基づいて、県民に対して備品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、千葉県財務規則等に基づき、正確に備品出納簿に記録する必要がある。今後、活用することができないと認められる備品については、速やかに不用の決定手続を行う事務を徹底されたい。

## ② 会議室の稼働率向上施策について（意見）

国際総合水泳場の第1会議室及び第2会議室について、指定管理期間における稼働状況は次のとおりである。いずれの年度においても月間稼働率が50%を下回る月が大半を占めており、全体として稼働率には相当な余裕がある状況であることが認められた。特に、第1会議室については概ね30%台前後、第2会議室についても40%前後で推移しており、会議室としての利用が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

【第1会議室及び第2会議室の稼働状況】 (単位：%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	会議室1	19.6	25.6	16.1	51.7	27.2	21.3	24.4	36.7	23.7	30.8	25.0	43.3	28.7
	会議室2	29.8	35.6	23.6	58.9	33.9	26.4	31.1	47.8	32.1	37.2	36.5	54.4	37.0
R5	会議室1	20.1	27.2	32.8	38.3	28.3	25.3	30.0	46.7	38.5	34.0	32.4	43.3	32.5
	会議室2	28.2	37.2	30.5	40.6	37.2	32.2	39.4	55.6	44.9	37.8	44.4	48.3	38.8
R6	会議室1	30.5	33.9	37.9	43.9	34.5	33.3	25.0	50.0	40.4	36.5	38.1	48.3	37.3
	会議室2	33.9	35.0	40.2	45.6	42.5	38.5	31.1	53.5	48.7	44.4	47.6	51.1	41.9
R7	会議室1	30.5	33.9	31.0	39.4	45.0	28.7							
	会議室2	34.5	42.2	35.6	44.4	50.0	31.6							

出典：施設所管課提出資料

指定管理者によると、会議室の稼働率が伸び悩んでいる大きな要因としては、会議室の利用が国際総合水泳場に登録した団体（以下、本項において「水泳関連団体」という。）のみに限定されている点にあるとのことである。実際に、千葉県国際総合水泳場管理業務等仕様書（以下、本項において「仕様書」という。）を確認したところ、会議室の利用については、「水泳場に登録した団体のみ」と明記されていた。また、団体登録にあたっては、「水泳関係の練習が利用目的」「日本水泳連盟等公認の水泳関係資格者が1名以上いること」等、一定の要件が課されている。

【施設の利用形態及び利用単位】

施設名	利用形態	利用単位
会議室	専用使用	2時間を単位とする (水泳場に登録した団体のみとする。)

出典：国際総合水泳場管理業務等仕様書

### 【団体登録基準】

- 1 利用目的が、水泳関係の練習（泳力向上等）又は構成員の健康増進等であること。
- 2 規約に基づいて運営されている構成員 10 名以上の団体であること。
- 3 団体構成員の中から、（公財）日本水泳連盟又は（公財）日本スポーツ協会公認の水泳関係資格者（水泳指導員等）、あるいはそれらに準ずる有資格者（日本赤十字水上安全救助員等）で、構成員の安全等を確保できる技術を有している者を選定している団体で、水泳場利用日当日において、その資格者等が必ず 1 名以上参加できる団体であること。
- 4 構成員の安全管理に十分配慮した指導體制（指導員数等）がある団体であること。
- 5 何らかのスポーツ傷害保険に加入している団体であること。
- 6 当水泳場の注意事項等を遵守する団体であること。

出典：国際総合水泳場管理業務等仕様書

その結果、水泳関連団体以外からの会議室利用の要望があった場合でも、仕様書上の制約により貸出を行うことができず、断らざるを得ない状況が生じている。監査人が調査したところ、国際総合水泳場の近隣には民間の貸会議室やセミナールームを提供している施設が存在しており、当該地域において一定の会議室利用のニーズが存在することが伺える。このことから、国際総合水泳場周辺において会議室需要そのものが乏しいとは考えにくく、現行の利用制限が稼働率低下の一因となっている可能性が認められる。

国際総合水泳場の設置目的に鑑みれば、施設内の会議室について、水泳関連団体による利用を優先すること自体は合理性を有するものである。しかしながら、水泳関連団体による利用予定がない時間帯においても、一律に水泳関連団体以外の利用を認めないという運用は、公有財産の効率的活用の観点からは必ずしも合理的とは言えない。

水泳関連団体による利用を優先しつつ、空き時間については水泳関連団体以外の利用者にも積極的に貸出を行うことにより、施設の稼働率向上と利用価値の最大化を図る余地があると考えられる。

そこで、直ちに全面開放とするのではなく、まずは、一定の試行的運用期間を設けて水泳関連団体以外の会議室の利用を認め、水泳関連団体の利用に支障がないかを実証するといった段階的な取組を行うことが適当と考えられる。なお、水泳関連団体以外への貸出にあたっては、近隣の民間貸会議室の料金水準等を踏まえ、利用料金が著しく乖離しないように配慮する必要がある。

以上のとおり、会議室の稼働率が低い現状を放置することは、公の施設としての有

効活用という観点から課題がある。水泳関連団体による優先利用を前提としつつも、空き時間の活用を図る柔軟な運用を検討することが望ましい。

**【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】**

千葉県国際総合水泳場の会議室については、水泳関連団体による優先利用を確保した上で、空き時間においては水泳関連団体以外の者の利用も認める方向性で、管理業務等仕様書の見直しを検討するよう要望する。

### ③ 駐車場の利用状況及び料金体系について（意見）

国際総合水泳場への現場往査時に駐車場を確認したところ、駐車している自動車が少なく、全体として閑散とした状況であった。指定管理者によると、日々の駐車台数についての詳細なデータは収集できていないものの、平日昼間においては国際総合水泳場利用者以外の駐車利用がほとんどなく、恒常的に低稼働であり、閑散としているとのことであった。一方で、施設所管課によると、大会利用時は満車になることから、駐車場の規模としては適正であると考えられる。したがって、資産の効率的活用の観点からは、駐車場のスペースの用途転換を図るのではなく、低稼働となっている時間帯の利用促進を図ることが検討課題になるものと考えられる。

駐車場の利用については、国際総合水泳場利用者による利用が本来目的であったとしても、実際には国際総合水泳場利用者以外にも利用は可能である。しかしながら、指定管理者は、最大料金の設定がないため長時間利用では駐車料金が高額になりやすく、国際総合水泳場利用者以外の駐車ニーズに応えられていないと説明している。加えて、長時間滞在する利用者自身も当該駐車場の利用を避けている可能性があるとしている。実際に、指定管理者が定期的実施している利用者満足度調査の結果においても、駐車料金の見直しを求める意見が一定数寄せられている状況が確認された。

国際総合水泳場の駐車場の料金体系と上限額は、「千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例」（以下、本項において「条例」という。）により定められているが、実際に適用する料金については、条例における上限額の範囲内において指定管理者が県と協議の上決定することができる。一方で、実際の料金体系は、施設開設以来改正されたことがない。

#### 【国際総合水泳場の駐車場の料金体系】

区分	内容
1 時間以内	200 円
1 時間超過	30 分ごとに 100 円
その他	最大料金なし、障害者は無料

出典：国際総合水泳場利用案内に基づき監査人作成

監査人が調査したところ、国際総合水泳場近隣の民営駐車場の料金体系は次のとおりである。料金体系に差異はあるものの、いずれも最大料金を設定している点は共通している。近年においては、最大料金の設定は民営駐車場においては一般的なものとなっており、長時間利用者の利便性確保や安定的な稼働率の確保に寄与していると考えられる。

【国際総合水泳場の近隣の民営駐車場の料金体系】

駐車場名	水泳場からの距離	料金体系
タイムズミスターマックス新習志野ショッピングセンター	約 300 m	最初の 120 分無料、その後 30 分 200 円。24 時間最大料金 900 円。土日祝は最大 1,200 円。
新習志野駅前駐車場	約 350 m	8:00-22:00 : 30 分 200 円 / 22:00-8:00 : 60 分 200 円。平日最大 700 円、土日祝は最大 1,500 円。
習志野秋津第 1 駐車場	約 500 m	7:30-21:30 : 30 分 300 円。夜間 (21:30-7:30) は 60 分 100 円。土日祝は最大料金 800 円。夜間帯の最大料金 300 円。
習志野秋津 2 丁目駐車場	約 750 m	全日 40 分 200 円。24 時間あたり最大 800 円。

出典：監査人調べ

公の施設に附属する駐車場であっても、その管理運営は一般的に収益事業としての側面を有しており、効率的な運用を実施することによって利用者満足度の向上と収益の最大化を図り、その成果の一部を施設全体の維持管理水準の向上に還元することが期待される。近隣の民営駐車場と比較して明らかに有利な条件を設定し、民業を圧迫することは避けるべきである一方で、公の施設に附属する駐車場についても、公平な条件の下で一定の競争原理を取り入れ、利用実態や経済環境の変化に応じて料金体系を柔軟に見直すことは、公有財産の有効活用の観点から合理的である。

例えば、平日昼間の稼働率が低い時間帯について料金を引き下げる、長時間利用者の負担軽減のために最大料金を設定する、国際総合水泳場利用者に対する割引（例えば、最初の 1 時間は無料等）等の優遇制度を導入するといった対応が考えられる。

しかしながら、国際総合水泳場の駐車場については、平成 8 年の施設開設以降、料金体系が見直されておらず、経済環境の変化や利用者ニーズの変化に十分に対応できていない状況にあると認められる。

施設所管課としては、指定管理者が駐車場を効率的に運用できる環境を整備することが、利用者満足度の向上のみならず、利用料金収入の拡大を通じた国際総合水泳場全体の維持管理水準の向上にも資するものであることを認識し、駐車場の効率的運用の在り方について指定管理者とともに検討することが望まれる。

【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】

千葉県国際総合水泳場の駐車場については、現在の経済環境、利用者ニーズ及び近隣の民営駐車場の状況等を踏まえ、利用料金収入の拡大及び駐車場の有効活用に資

するよう、料金体系の見直しについて指定管理者とともに検討するよう要望する。

#### ④ プール等の使用料について（意見）

##### ア. 共同使用料について

国際総合水泳場のプール及びトレーニング室の共同使用料については、平成8年の施設開設以降、一度も改定が行われていない。施設所管課によると、条例に規定する共同使用料の上限額については、平成26年の消費税引き上げ時に、500円から510円に引き上げる改正が行われているものの、指定管理者において実際の共同使用料の改定は行われていない。指定管理者によると、使用料を改定しなかった理由として、料金改定に伴うシステム更新等のコストを勘案した結果、10円程度の引き上げでは、費用対効果に見合わない判断したとのことである。

しかし、これまでの複数回の消費税率の引き上げが行われてきたことに加え、近年の物価水準の高騰を鑑みると、施設開設時から現在に至るまでの間に、国際総合水泳場の維持管理・運営に係るコスト水準は、相当程度上昇しているものと考えられる。これらのコストの上昇分は、短期的には指定管理者が負担する形となるものの、指定管理期間の更新時には、指定管理料の見直しを通じて、コスト水準の上昇分に相当する額が指定管理料に反映される可能性がある。実際に、利用料金収入と指定管理料の割合の推移を見ても、維持管理コストの増加分を利用料金収入で賄うことができず、指定管理料の増加によって補填されている状況が確認される。

#### 【利用料金収入と指定管理料の割合の推移】

（単位：千円）

年度	利用料金収入 A	指定管理料 B	指定管理料倍率 B/A
令和元年度	106,013	279,000	2.6倍
令和2年度	56,009	292,520	5.2倍
令和3年度	75,691	281,500	3.7倍
令和4年度	76,751	320,289	4.2倍
令和5年度	80,927	289,844	3.6倍
令和6年度	86,510	334,000	3.9倍

出典：調査票及び令和6年度国際総合水泳場事業報告書に基づき監査人作成

このような指定管理料の増加分は、最終的には税財源で賄われることになり、国際総合水泳場を利用しない県民も含め、広く一般県民が負担する構造となっている。そのため、コストの上昇分を使用料に適切に反映させていない現状は、受益者負担

及び負担の公平性の観点から課題があると考えられる。県が設置する国際総合水泳場には、一定の公益性が認められるものの、受益者である利用者に対して、合理的な範囲での負担を求めることは必要であり、維持管理コスト上昇分の一部については、使用料に転嫁することが適当であると考ええる。

なお、現在の条例においては、共同使用料の上限額にほとんど改定の余地がなく、余地は10円と非常に限られていることから、実質的な使用料見直しが困難な状況にある。今後は、条例の規定そのものの改正に向けた検討を進めることが望まれる。

#### イ. 専用使用料について

施設所管課によると、専用使用料については、消費税率の改正が行われる都度、消費税の引き上げ分に見合う形で上限額の改正を行う条例改正が実施されており、これに合わせて指定管理者が実際の専用使用料を変更しているとのことであった。共同使用料との違いとして、専用使用料については、料金変更に伴うシステム改修が不要であり、料金変更に係る事務コストが比較的小さい点が挙げられる。

しかし、近年の物価水準の高騰の状況を鑑みると、受益者負担の観点からは、消費税増税分のみを使用料に転嫁する対応だけでは必ずしも十分とは言い難い。施設の維持管理コストが上昇している状況においては、消費税分に限らず、使用料水準全体の在り方について検討する必要がある。そのため、今後使用料の上限額に係る条例の改正に向けて検討を進める際には、共同使用料に限らず、専用使用料についても併せて検討の対象とすることが望ましい。

#### 【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】

千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例のうち、プールの使用料に係る規定については、施設の維持管理コストの上昇や受益者負担の公平性の観点を踏まえ、共同使用料及び専用使用料の双方について、上限額の引き上げを含めた見直しを検討するよう要望する。

## ⑤ 65歳以上の高齢者に対するプール等使用料の無料制度について（意見）

国際総合水泳場のプール及びトレーニング室の共同使用料については、65歳以上の利用者を対象として無料とする制度が設けられている。この制度は、入場料のみならず超過料金も無料とし、利用回数や利用時間の制限も設けていない、いわば「完全無料」の制度である。

施設所管課の調査によると、全国の主要な都道府県立屋内プール47施設のうち、65歳以上を無料としている施設は、千葉県を含む5施設にとどまっている。また、70歳以上を無料としている施設は2施設、無料化はしていないが高齢者割引を実施している施設が7施設となっている。

### 【施設所管課による調査結果】

#### ア. 65歳以上を無料化している・・・5施設

- ・北海道立野幌総合運動公園（NOPPORO ヤシマ商会スポーツパーク）
- ・山梨県緑ヶ丘スポーツ公園スポーツ会館
- ・千葉県国際総合水泳場
- ・高知県立春野総合運動公園
- ・福岡県立総合プール（アクション福岡）

#### イ. 70歳以上を無料化している・・・2施設

- ・静岡県立水泳場
- ・鳥取県営鳥取屋内プール

#### ウ. 高齢者の割引を実施している・・・7施設

- ・宮城県総合運動公園総合プール（セントラルスポーツ宮城G2 1プール）
- ・群馬県立敷島公園水泳場
- ・新潟県立長岡屋内総合プール（ダイエープロビスフェニックスプール）
- ・大阪府立門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）
- ・兵庫尼崎スポーツの森
- ・まほろば健康パークスイムピア奈良
- ・島根県立水泳プール

出典：施設所管課提出資料に基づき監査人作成

さらに、監査人が追加で調査したところ、福岡県立総合プール（アクション福岡）については、ロッカー使用料名目で65歳以上の利用者から入場時に50円を徴収しており、65歳以上の利用者を完全無料としているのは、国際総合水泳場を除き、3施設のみであることが確認された。また、プールに加えてトレーニング室も高齢者が無制限に無料で利用できる制度を採用している施設は、国際総合水泳場以外には確認されていない。

本制度は、平成8年度の施設開設時に、高齢者の積極的な社会参加の促進、運動機能の維持向上、水中運動による健康体力の維持増進等を目的として導入されたものである。施設所管課によると、制度開始当初は、高齢者による無料利用の割合は4%程度であったのに対し、現在では50%に近い水準であるとのことであった。この点については、指定管理者が作成した年度別利用者統計資料からも確認できる。特に、平日の午前中においては、高齢者による利用が大半を占め、無料利用割合がほぼ100%に近い時間帯も存在しているとの説明を指定管理者から受けており、現場往査時（平日午前中）においても、同様の実態が確認された。

【共同利用に係る年度別利用者統計】

(単位：人)

年度	共同利用 A	うち高齢者 B	うち障害者 C	高齢者率 (B/A)	無料利用率 (B+C) / A
平成21年度	230,161	75,530	11,596	32.8%	37.9%
平成22年度	201,063	68,905	11,584	34.3%	40.0%
平成23年度	199,092	71,891	12,976	36.1%	42.6%
平成24年度	225,037	85,770	13,883	38.1%	44.3%
平成25年度	231,658	91,095	14,905	39.3%	45.8%
平成26年度	220,070	94,066	14,821	42.7%	49.5%
平成27年度	239,477	101,900	17,048	42.6%	49.7%
平成28年度	247,557	110,285	16,162	44.5%	51.1%
平成29年度	246,262	112,485	16,270	45.7%	52.3%
平成30年度	252,532	116,389	17,462	46.1%	53.0%
令和元年度	208,209	98,934	15,721	47.5%	55.1%
令和2年度	122,553	54,387	9,206	44.4%	51.9%
令和3年度	125,721	56,781	8,878	45.2%	52.2%
令和4年度	153,627	70,649	10,165	46.0%	52.6%
令和5年度	172,987	82,878	11,395	47.9%	54.5%
令和6年度	185,212	87,331	12,246	47.2%	53.8%

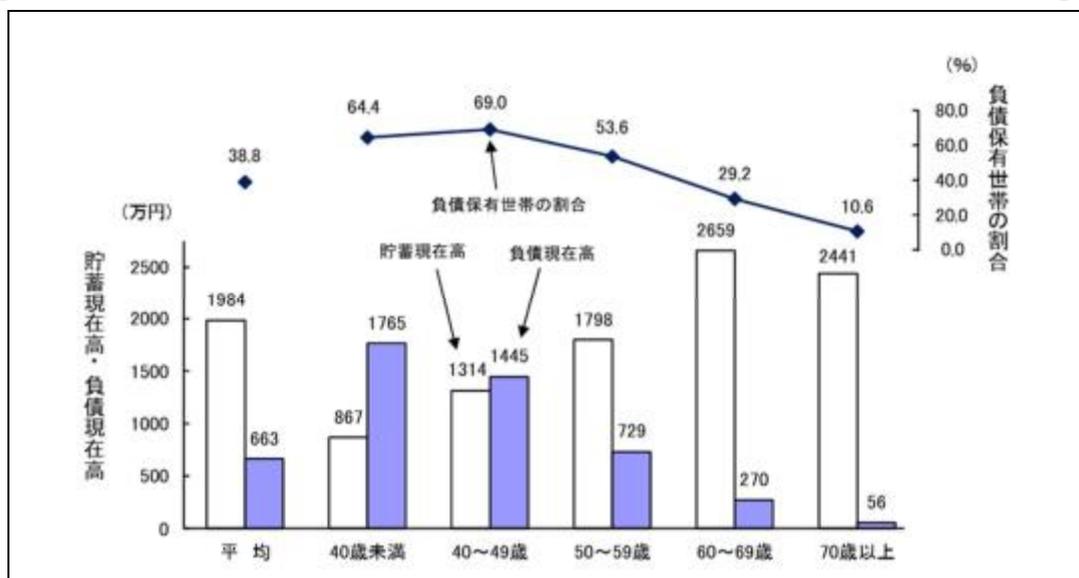
出典：令和6年度国際総合水泳場事業報告書に基づき監査人作成

さらに、65歳以上の利用者は時間制限なく、プール及びトレーニング室を無料で利用できることから、長時間滞在する傾向にあるとのことである。指定管理者によると、こうした状況について、通常料金を支払って利用している一般利用者の中には不公平感を抱く者もあり、利用者間のトラブルに発展する事例も生じているとのことであった。加えて、指定管理者が定期的実施している利用者満足度調査の結果においても、高齢者からも一定の共同使用料の徴収を求める意見が複数見受けられる状

況にある。

制度導入時と比較して社会環境は大きく変化しており、個人差は当然あるものの、一般的に 65 歳や 70 歳の利用者を一律に「社会的弱者」と捉え、特段の経済的配慮や優遇を要するとする社会の共通理解は必ずしも存在しないと考えられる。総務省が令和 7 年 5 月に公表した「家計調査報告（貯蓄・負債編）－2024 年（令和 6 年）平均結果－（二人以上の世帯）」によれば、60 歳以上の世帯の純貯蓄額は 60 歳未満の世帯と比較して明らかに高い水準にあることが示されており、現役世帯と比べて高齢者世帯の経済的豊かさが際立つ結果となっている。利用料金において高齢者を一律に優遇する合理性については慎重な検討が必要である。

【世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高、負債保有世帯の割合（二人以上の世帯）】



出典：「家計調査報告（貯蓄・負債編）－2024 年（令和 6 年）平均結果－（二人以上の世帯）」（令和 7 年 5 月 16 日 総務省）

一方、県は本制度を生涯スポーツの推進という観点から継続しているが、国際総合水泳場の利用料の完全無料化が生涯スポーツの推進にどの程度寄与しているかについて、明確な検証結果や客観的な根拠は確認できていない。そのため、利用者間の公平性を損なう状況を許容してまで現行制度を継続すべきかについては、再検討の余地がある。

加えて、前項においても述べたとおり、国際総合水泳場の維持管理・運営に係るコストは年々上昇しており、利用料金収入の向上が見込めない場合、指定管理者が国際総合水泳場の維持管理業務を継続するためには、県が負担する指定管理料の増額により対応せざるを得ない構造となっている。令和 6 年度の高齢者の共同利用者数は 87,331 人であり、仮に高齢者が入場料（500 円）の半額相当を負担していた場合、単

純計算で年間 2 千万円を超える利用料収入が見込まれた計算となる。限りある税財源で国際総合水泳場の持続的な管理運営を図るためには、現行の完全無料制度が財政面に与える影響についても考慮する必要がある。

以上を踏まえると、65 歳以上の利用者を対象とした完全無料制度は、現役世代と高齢者世代との間の使用料負担の公平性を著しく損なっている状況にあり、併せて利用料収入の逸失を通じて県の財政負担を増加させている側面も否定できない。このため、当該制度については、その趣旨や効果を改めて検証した上で、制度の見直しを行う必要がある。

見直しの方向性としては、高齢者向けの割引料金（一般の一定割合）の導入、超過料金の無料措置の廃止（入場料の無料は継続）、無料適用年齢の引き上げ（例えば 70 歳以上）等が考えられる。

#### 【結 果（意見）：競技スポーツ振興課】

千葉県国際総合水泳場のプール及びトレーニング室の共同使用に係る 65 歳以上の高齢者無料制度については、利用者間の公平性及び財政的持続性の観点から、現在の制度の在り方の見直しに向けた検討を行うよう要望する。

## Ⅱ その他の社会教育事業について

### 1. 生涯スポーツ振興事業について

#### (1) 概 要

##### ① 組織体制と所掌事務について

千葉県における生涯スポーツ振興事業を所管しているのは、環境生活部スポーツ・文化局生涯スポーツ振興課である。生涯スポーツ振興課の組織体制と所掌事務は次のとおりである。

組織	所掌事務
企画調整班	課の調整業務に関すること。 課の議会・予算・決算に関すること。 局の総合調整に関すること。 体育・スポーツ推進計画に関すること。 スポーツ推進審議会に関すること。 国際的なスポーツ交流の振興に関すること。 スポーツを通じた地域活性化に関すること。 「新たなスポーツ」の普及促進に関すること。 子供世代へのスポーツの普及促進・啓発に関すること。 東京 2020 大会に関すること。
生涯スポーツ室	生涯スポーツの推進に関すること。 パラスポーツの振興に関すること。 スポーツ団体・指導者の育成に関すること。 プロスポーツとの連携に関すること。 スポーツに係る各種表彰に関すること。 障害者スポーツ・レクリエーションセンターに関する こと。
ちばアクアラインマラソン準備室	ちばアクアラインマラソンの開催に関すること。

出典：生涯スポーツ振興課組織図（令和6年度）に基づき監査人作成

## ② 主な予算事業について

生涯スポーツ振興課が予算を確保し、執行している事業のうち、主要なものは次のとおりである。

### 【生涯スポーツ振興課の主な予算事業】 (単位：千円)

事業名	事業内容	令和6年度執行額
パラスポーツ振興事業	パラスポーツへの理解の促進を図るとともに、障害のある人が県内のすべての地域でスポーツに親しめる環境づくりを進める。 また、パラスポーツを通じて児童・生徒及び地域の方を対象に障害への理解を深めてもらうため、特別支援学校にパラアスリート等を派遣し、講演会や体験会を実施する。	114,938
スポーツ推進事業	学校体育施設の開放、指導者の養成と指導力の向上、生涯スポーツに係る関係団体との連携、スポーツ活動や行事の内容の充実、スポーツに関する情報提供、生涯スポーツ関係団体への助成等、生涯スポーツの推進を図る。	28,484
国際スポーツ交流事業	本県のスポーツの振興、地域の活性化、魅力発信に資するため、県外、海外から相当数の参加者の来訪が見込まれる国際スポーツ競技大会の開催に対し、補助金を交付する。 また、オランダ陸上競技連盟からパラ陸上競技選手団の事前キャンプを受け入れる。	10,305
ちばアクアラインマラソン開催事業	令和6年11月10日に「ちばアクアラインマラソン2024」を開催。	100,791
障害者スポーツ・レクリエーションセンター運営事業	障害のある人のスポーツ・文化活動を通じての自立や社会参加の促進に資するため、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターを運営する。	28,332
障害者スポーツ・レクリエーションセンター施設整備等事業	障害者スポーツ・レクリエーションセンターについて、利用環境の改善を図るため、施設整備を行う。	1,005

出典：令和6年度一般会計歳出決算説明書に基づき監査人作成

## (2) 手 続

生涯スポーツ振興課から令和 6 年度の支出命令一覧を入手し、同一覧から抽出したサンプルについて契約書等の関連書類一式を入手の上、閲覧・突合・分析・質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続が合規的かつ効果的・効率的に実施されているかを検証した。

なお、監査手続の対象としたサンプルは次のとおりである。

### 【委託料】

(単位：千円)

業務名	相手先	支出命令額	戻入額
千葉県障害者スポーツ振興事業 (千葉県障害者スポーツ大会等)	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	67,786	5,127
パラアスリート等学校訪問事業 業務委託	株式会社DNPエスピーイノベーション	11,834	-
外房サーフィン振興事業業務委託	株式会社オニオン新聞社	9,391	-
千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター運営費(指定管理)	(福) 千葉県身体障害者福祉協会	27,700	-

出典：支出命令一覧に基づき監査人作成

### 【補助金及び交付金】

(単位：千円)

摘要	相手先	支出命令額	戻入額
令和 6 年度パラスポーツ競技団体支援事業補助金	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	15,000	-
パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金	(一社) 千葉県障がい者スポーツ協会	12,200	2,412
令和 6 年度ちばアクアラインマラソン実行委員会交付金	ちばアクアラインマラソン実行委員会	136,900	37,315
国際スポーツ競技大会支援事業補助金	千葉シティトライアスロン実行委員会	10,000	-

出典：支出命令一覧に基づき監査人作成

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項はなかったが、次のとおり意見を述べる  
こととする。

#### ① 千葉県障害者スポーツ振興事業（千葉県障害者スポーツ大会等）の人件費の積算 について（意見：2件）

##### ア. 予定価格の積算について

###### 【現状・問題点】

県が支出する委託料の設計及び予定価格の積算に当たっては、透明性の確保が不可欠であり、当該委託料が最小の経費で最大の効果を挙げるよう合理的に設計・積算されたものであることについて、客観的に説明できる必要がある。そのためには、委託事業の実施に必要となる費目を詳細に洗い出した上で、それぞれの費目について事業実施に必要となる合理的な数量を見積もり、市場価格や適正価格に基づいた単価を用いることによって積算を行うことが求められる。

これに加えて、千葉県障害者スポーツ振興事業（以下、本項において「本振興事業」という。）については、県内の障害者スポーツ全般に精通し、県内の障害者スポーツ団体と直接連絡・調整を行うことが可能な団体が、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会（以下、本項において「障がい者スポーツ協会」という。）に限られることを理由として、同協会に対する特命随意契約により委託が行われている。特命随意契約は、競争入札や見積合わせのような価格競争が働かない契約方式であることから、予定価格の積算過程における透明性及び妥当性を確保することの重要性は、特に高いものと言える。

ここで、本振興事業の予定価格の積算に係る積算書を確認したところ、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料といった障がい者スポーツ協会が外部に支出する予定の経費については、詳細に費目が洗い出されており、費目ごとに単価と数量が明示され、積算の透明性に配慮した記載がされていた。一方で、障がい者スポーツ協会の職員に係る人件費相当額については、積算書上、具体的な積算根拠が示されておらず、金額のみが記載されている状況であった。

【本振興事業の積算書の記載（一部抜粋）】

千葉県障害者スポーツ大会開催事業	委託料 10,188千円 (①+②+③)		
	1 開催経費 6,494千円…①		
	報償費 2,418千円	競技役員	3,000円×350名 = 1,050,000円
		補助員	3,000円×100名 = 300,000円
		手話通訳者	3,300円×152時間 = 501,600円
		交通費	1,400円×19人 = 26,600円
		医師	30,000円×4名 = 120,000円
		看護師	15,000円×21名 = 315,000円
		理学療法士	3,000円×20名 = 60,000円
		ボランティア	100円×450名 = 45,000円
	需用費 3,073千円	食糧費	890円×1,300名 = 1,144,000円
		プログラム印刷代	258円×2,500冊 = 645,000円
		メダル作成代	825円×1,000名 = 825,000円
		賞状作成代	30,900円
		ゼッケン作成代	165円×1,600名 = 264,000円
		資料作成	46,300円
		消耗品購入代	118,500円
	役務費 530千円	傷害保険料	80円×4,600名×1回 = 368,000円
		通信運搬費(切手購入代含む)	161,500円
	使用料及び賃借料 473千円	会場・機材借上料	473,000円
	2 普及・育成のための講習会経費 2,445千円…②		
		報償費	3,000円×64人×3回 = 576,000円
		旅費	1,000円×264人×3回 = 792,000円
		需用費(消耗品費)	170,000円
		〃(食糧費)	352,800円
	役務費(傷害保険)	112,800円	
	使用料		
	・体育館	41,200円×3回 = 123,600円	
	・サッカー場	22,600円×3回 = 67,800円	
	・アーチェリー場	41,200円×3回 = 123,600円	
	・ボウリング	2,100円×3回×20人 = 126,000円	
3 人件費相当額 1,249千円…③			

出典：令和6年千葉県障害者スポーツ振興事業委託料積算書

本来であれば、人件費相当額についても、事業に関与する人員の人件費単価×人数×従事日数（又は時間数）等に基づく積算根拠が示されなければ、金額が妥当であるか否かを客観的に判断することは困難である。この点について所管課に確認したところ、「障がい者スポーツ協会の内規で示されている給与表及び職員給与規程にのっとり積算している」との回答を得たが、人件費の妥当性について具体的な積算根拠に基づいて検証を行っていたことを示す資料を確認することはできな

った。

前述のとおり、特命随意契約においては、価格競争が働かないことから、予定価格の妥当性について、より一層、十分かつ適切な根拠をもって説明責任を果たすことが求められる。そのためには、予定価格積算の透明性が極めて重要であることを所管課が認識し、予定価格の積算時に、人件費相当額についても具体的な積算根拠に基づく検証を行い、その内容を客観的に確認できる形で記録として残しておく必要がある。また、本振興事業の積算書において、人件費相当額のみ積算根拠を明示していないことについて、合理的な理由は認められない。

以上のことから、人件費相当額についても、関与する人員の人件費単価、人数及び日数（又は時間数）等を明示した積算根拠を積算書に明記し、予定価格の妥当性を客観的に説明できるようにする必要がある。

**【結 果（意見）：生涯スポーツ振興課】**

委託料の予定価格の積算にあたって、人件費相当額の積算を行う場合には、関与する予定の人員の人件費単価、人数及び日数（又は時間数）等に基づく具体的な積算根拠を積算書に明記し、予定価格の妥当性を客観的に確認できるよう、積算の透明性の向上を図るよう要望する。

## イ. 人件費の積算に使用する日数の考え方について

本振興事業の予算（予定価格）及び決算（実績額）の内訳は、次のとおりである。

### 【本振興事業の予定価格と実績額の細事業別内訳】 (単位：千円)

細事業名	予定価格	実績額
パラスポーツ指導者養成事業	1,875	1,875
千葉県障害者スポーツ大会開催事業	10,188	10,188
第23回全国障害者スポーツ大会派遣事業	53,491	48,364
第51回手をつなぐスポーツのつどい開催事業	2,232	2,232
合計	67,786	62,659

出典：所管課提出資料に基づき監査人作成

上表のとおり、予定価格と実績額を比較すると、全体としては実績額が予定価格を下回っているものの、各細事業の実績額の内訳を見ると、人件費相当額がその大部分を占めている状況にある。なお、人件費相当額の内訳（積算資料）は、次のとおりである。

### 【本振興事業の人件費の実績額の積算資料】 (金額単位：円)

人員	県大会		全国大会		手スポ		指導員養成	
	金額	人日	金額	人日	金額	人日	金額	人日
A	184,053	6	3,224,330	104				
B	188,225	6	3,297,414	111			350,000	12
C	333,108	11	5,835,554	197			350,000	12
D	309,411	10	5,668,191	176			4,430	0
E	235,087	9	4,118,371	164	1,164,336	46		
計	1,249,884	42	22,143,860	752	1,164,336	46	704,430	24

出典：所管課提出資料に基づき監査人作成

このうち、最も多くの人件費相当額が計上されている「第23回全国障害者スポーツ大会派遣事業」では、当該事業に係る積算日数は752人日とされていた。そこで、所管課から当該人日数の内訳資料を入手し、その算定方法について確認を行ったところ、1日のうちに本振興事業に関連する作業又は業務を少しでも行った場合には、当該日が1日としてカウントされている実態が確認された。

確かに、大会の開催期間など、障がい者スポーツ協会の職員が現地対応により事実上終日拘束される日については、実際の作業・業務時間が数時間程度であったと

しても、執務実績を1日としてカウントすることに一定の合理性がある。しかしながら、752人日の内訳資料を確認したところ、大会終了後における「各宿舎支払」、「大会弁当支払」、「レンタカー支払」等の支払業務のみを行った日についても、1日としてカウントされている事例が散見された。これらの支払業務について、通常、丸1日、すなわち時間換算で概ね8時間程度を要するとは考え難い。そのため、実際に障がい者スポーツ協会の職員が当該業務に要した作業時間を1日8時間程度で換算した日数と、障がい者スポーツ協会から報告された1日としてカウントされた実績日数の間に、かい離が生じている可能性が否定できない。

人件費相当額については、実際の作業又は業務に要した時間に相当する金額を支払うことが適当であるところ、現行の算定方法では、実際の作業及び業務に要した時間に比して、過大に日数が算定されている可能性があり、その結果、実際の作業時間を超える人件費相当額が支払われているおそれがある。こうした算定方法は、委託料支出の透明性及び妥当性を確保する観点から、改善の余地が認められる。

#### 【結 果（意見）：生涯スポーツ振興課】

委託料に係る人件費相当額の積算を行う際には、実際の作業又は業務に要した時間を適切に反映させる必要があることから、例えば、作業時間を1時間単位で把握して積算を行う、又は日数で積算する場合には「1日当たり8時間」などの明確な換算基準を設定した上で、実績時間を日数換算して積算を行うなど、算定方法を見直すよう要望する。

## ② 補助事業に係る予算額及び補助対象経費の見直しについて（意見）

### 【現状・問題点】

パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金について、令和6年度を含む過去5事業年度の予算額（交付決定額）及び実績報告額（交付確定額）を確認したところ、次のとおり、令和2年度以降は毎年度、実績額が予算額を下回る状況が継続していることが判明した。

### 【パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金の予算と実績の推移】

（単位：千円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	9,200	12,390	12,200	12,200	12,200
実績報告額	7,313	8,106	10,231	8,369	9,788

出典：所管課提出資料に基づき監査人作成

パラスポーツコーディネーター派遣事業（以下、本項において「本派遣事業」という。）については、令和3年度までは健康福祉部で所管していたが、令和4年度から生涯スポーツ振興課へ業務移管された。令和4年度の業務移管時に事業設計と予算の見直しは行われたものの、その後、事業実績の推移を踏まえた予算規模の見直しは行われていない。

本派遣事業について、毎年度、実績が予算に達していない状況が継続している理由について所管課に質問したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村における体験会や講習会等の実施回数が減少したことが要因であるとの説明があった。しかしながら、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から5類感染症に変更された。令和5年度の事業実績に影響が残っていたとしても、令和6年度の実績が予算を下回っている状況については、新型コロナウイルス感染症のみを要因とする説明では十分とは言い難い。そのため、事業実施状況や市町村ニーズの変化等を踏まえた、より詳細な原因分析が必要であると考えられる。

一方、県内各地域においてパラスポーツを振興していくにあたり、不可抗力により本派遣事業が実施できない場合も想定されるが、実績額が恒常的に予算額を下回っている状況が続いている以上、その原因についてはより詳細な分析を行い、事業に必要な予算の金額、すなわち補助金の上限額については、事業の実施実態を踏まえ、不断の見直しを行うことが望ましい。

また、計画未達の原因として、コーディネーターの退職により、当初計画していた事業の一部が実施できなかったことも挙げられる。本派遣事業の円滑かつ安定的な

実施には、コーディネーターの確保が不可欠であり、欠員が生じた場合の対応策をあらかじめ制度上整理しておくことが重要である。具体的な対応としては、事業者である障がい者スポーツ協会にコーディネーターを新たに採用してもらう、一時的に外部の人材に業務委託することによって本派遣事業の持続可能性を担保する方法が、本来の事業目的にも適うものと考えられる。

しかし、現行のパラスポーツコーディネーター派遣事業補助金交付要綱によると、補助対象経費は次に示す表のとおりである。コーディネーターの採用に要する経費や欠員補填のために一時的に外部人材へ業務委託を行う場合の委託料は、補助対象経費に含まれていない。そのため、コーディネーターの退職が生じた場合、事業実施主体である障がい者スポーツ協会に過度な負担が生じ、結果として事業実施が滞るおそれがある。

【パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金の補助対象経費及び補助額】

補助対象経費及び補助額		
補助対象経費		補助額
区分	内容	
給料	職員（コーディネーター）の給与	次の（１）、（２）のいずれか低い額 （１）当該事業の補助対象経費から寄付金その他の収入を控除した額 （２）1,220万円
職員手当	期末勤勉手当、通勤手当等	
共済費	社会保険料等	
報償費	競技団体スタッフ等の謝金	
旅費	競技団体スタッフ等の旅費	
競技用具費	競技用具購入費及び修理費等	
需用費	消耗品費、資料印刷代等	
役務費	通信運搬費、手数料等	
使用料及び賃借料	借上自動車等	
備品購入費	パーソナルコンピュータ等	

出典：パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金交付要綱

今後も一定程度のコーディネーターの入替が発生することが想定されるのならば、本派遣事業の持続可能性を確保し、当初の事業目的であるパラスポーツの普及・振興を着実に進めるため、コーディネーターの採用に要する経費や欠員補填のために一時的に外部人材へ業務委託を行う場合の委託料に係る経費も補助対象経費とするなど、補助制度の設計自体についても、実態に即した見直しを行うことが望ましい。

**【結 果（意見）：生涯スポーツ振興課】**

パラスポーツコーディネーター派遣事業補助金については、事業実績が毎年度予算額を下回っている状況を踏まえ、実績未達の要因について詳細な分析を行った上で、補助金の上限額について不断の見直しを行うとともに、事業の安定的な実施を確保する観点から、コーディネーターの採用費や欠員補填のための外部人材への委託料に係る経費も補助対象経費に含めることについて検討するよう要望する。